

指定給水装置工事事業者の事業の廃止・休止・再開に関する提出書類について

●事業の廃止、休止又は再開

※廃止又は休止の日から30日以内、また再開の日から10日以内に届出。

※再開の際、登録時の申請書類から変更された事項がある場合には、状況に応じて変更の届け出も必要。

- ・指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開 届出書
- ・(廃止、休止の場合) 既に発行済みの「上富田町指定給水装置工事事業者証」の原本